

運行管理者 無料追加コンテンツ

運行管理者 貨物編

暗記ノート01

(貨物自動車運送事業法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。
 公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。
 本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。
 本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

貨物自動車運送事業の種類

一般貨物自動車運送事業	他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業で、【 特定貨物自動車運送事業 】以外のもの
貨物軽自動車運送事業	他人の需要に応じ、有償で、自動車（【 三輪以上の軽自動車 】及び【 二輪の自動車 】に限る）を使用して貨物を運送する事業
特定貨物自動車運送事業	【 特定の者 】の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業

許可・認可・届け出・届出書の提出

【 許可 】	一般貨物自動車運送事業の経営
【 認可 】	運送約款の制定又は変更、事業計画の変更※
届け出	安全管理規程の制定又は【 変更 】
	事業用自動車に関する変更（種別毎の数等）は【 あらかじめ 】届ける 軽微な事業計画の変更（主たる事務所の名称・位置等）は【 遅滞なく 】届ける

※従業員の休憩等のための施設の位置及び収容能力、自動車車庫の位置及び収容能力など。

過労運転の防止（事業者）

運転者の選任	運転者を【常時選任】しておく。ただし、【日々雇い入れられる】者、【期間内（2ヵ月以内）】の者、【試用期間（14日以下）】の者は【選任】できない。
休憩等の施設	休憩・睡眠施設（寝具等必要な設備が整えられている施設）を【整備】し、適切に【管理】、【保守】する。
勤務時間及び乗務時間	【勤務時間】及び【乗務時間】を定める。
乗務の禁止	【酒気帯び状態の者】を乗務させない。 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等により安全運転が【できないおそれがある者】を乗務させない。
交替運転者の配置	長距離又は夜間の運転に際し、疲労により安全運転を継続できないおそれがある時は、【あらかじめ】、交替運転者を【配置する】。
乗務基準の設定 （特別積合せ運送）	起点から終点までの距離が【100km】を超えるものごとに乗務に関する基準を定める。

事業者の業務（抜粋）

運賃及び料金等の掲示	主たる事務所、営業所に【公衆に見やすいよう】に掲示する。
従業員の指導・監督	従業員の指導、監督のための【方針の策定】及び【措置】を講じる。
点検の基準の作成	事業用自動車の使用条件を考慮し、定期に行う【点検の基準】を作成する。
車庫の確保	事業用自動車を保管する【車庫】を【確保】しておく。

点呼

乗務前点呼	【対面】※で行い、①【 酒気帯び 】の有無、②疾病、疲労、睡眠不足等により【 安全運転ができないおそれ 】の有無、③【 日常点検 】及び【 運行前点検 】の実施についての報告を求め、確認を行い、安全確保のための指示をする。
乗務後点呼	【対面】※で行い、①【 事業用自動車の状況 】、②【 道路及び運行の状況 】についての報告を求め、また、他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対し行った事業用自動車、道路及び運行の状況についての【 通告 】について報告を求め、③【 酒気帯び 】の有無について確認する。
中間点呼	乗務前、乗務後の点呼の【 いずれも 】対面で行うことのできない運転者に対し、当該点呼のほか、乗務途中で少なくとも【 1回 】電話などにより、①【 酒気帯び 】の有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により【 安全運転ができないおそれ 】の有無についての報告を求め、確認を行い、安全確保のための指示をする。
酒気帯びの有無についての確認は【 アルコール検知器 】（【 営業所 】に備えられたものに限る）により行う。	
補助者に行わせる場合であっても【 3分の1以上 】は運行管理者が行う。	
酒気を帯びた状態とは、呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上で【 あるか否かは問わない 】。	

※運行上やむを得ない場合は電話などで行う。

事業者による運行管理

必要な権限の委譲	運行管理者に対し、業務を行うために【 必要な権限 】を与える。
助言の尊重	運行管理者が業務として行う【 助言 】を【 尊重 】する。また、運転者等は、運行管理者が業務として行う【 指導 】に従う。
運行管理規程	運行管理者の職務及び権限等に関する運行管理規程を【 定める 】。
指導及び監督	運行管理者に対し、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、適切な【 指導 】及び【 監督 】を行う。
講習①	新たに選任した運行管理者に国土交通大臣の認定を受けた【 講習 】※を受けさせる。
講習②	事故を起こした営業所の運行管理者に事故の日から【 1年 】以内に【 特別講習 】を受講させる。

※運行管理者の代理の者及び補助者の受講は不可。

記録内容・保存期間等（抜粋）

乗務等の記録	<ul style="list-style-type: none"> ◎【乗務開始】及び【乗務終了地点】、【日時】並びに主な【経過地点】と【乗務距離】 ◎休憩などをした場合は、その【地点】及び【日時】 ◎車両総重量【8 t】以上、最大積載量【5 t】以上の事業用自動車に乗務した場合は、貨物の【積載状況】 ◎自動車事故報告規則第2条の【事故】又は著しい運行の【遅延】など異常な事態が発生した場合には、その【概要】及び【原因】
運行記録計による記録	<ul style="list-style-type: none"> ◎車両総重量【7 t】以上又は最大積載量【4 t】以上の事業用自動車の乗務については【運行記録計】により、瞬間速度、運行距離、運行時間を記録する ◎【1】年間保存
運行指示書	<ul style="list-style-type: none"> ◎運転者に【携行させる】。また、運行途中に変更が生じた場合は運転者が携行している運行指示書にも【変更内容】を【記載】させる ◎運行の【終了の日】から【1】年間保存
運転者台帳	<ul style="list-style-type: none"> ◎運転免許証の番号と有効期限、年月日及び種類等 ◎転任等により運転者でなくなった場合は運転者台帳に記入して保存 ◎【3】年間保存

特別な指導と適性診断

＜特別な指導＞

運転者の別	指導時間	指導時期
事故惹起者	【6】時間以上（安全運転の実技を除くが、 possible の限り行うことが望ましい）	【再度】乗務する前※1
初任者	運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等：【15】時間以上	【初めて】乗務する前※2
	安全運転の実技：【20】時間以上	
高齢者	※3	適性診断の結果後【1ヵ月以内】

※1：やむを得ない事情がある場合には、再度乗務開始後1ヵ月以内。

※2：やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1ヵ月以内。

※3：指導時間は設けられていないが、適性診断の結果により、運転者自ら考えるように指導する。

＜適性診断＞

運転者の別	受診要件	受診時期
事故惹起者	※ 1	【再度】乗務する前※ 3
初任者	※ 2	【初めて】乗務する前※ 4
高齢者	満【65】歳の運転者	【65】歳に達した日以後【1】年以内に【1】回※ 5

※ 1：死傷事故を起こし、この事故前の1年間に交通事故を引き起こした者。

死傷事故を起こし、この事故前の1年間に交通事故を引き起こしていない者。

軽傷事故を起こし、この事故前の3年間に交通事故を引き起こした者。

※ 2：初めて乗務する前3年間に初任運転者の適性診断を受診していない者。

※ 3：やむを得ない場合は、再度乗務開始後1ヵ月以内。

※ 4：やむを得ない場合は、乗務開始後1ヵ月以内。

※ 5：その後、3年以内ごとに1回受診させる。

運転者の遵守事項（過去問題から抜粋）

疾病、疲労、睡眠不足等により安全運転できないおそれがあるときは、【事業者】に申し出る。
他の運転者と交替して乗務を開始するときは、他の運転者から【通告】を受け、事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能の【点検】をする。
運行指示書の作成を要する運行では、運行指示書を【携行】し、運行の途中で記載事項に変更があった場合は携行している運行指示書にも【変更内容】を【記載】する。

事故の定義（抜粋）

転落事故	自動車が道路外に【転落】（落差が【0.5】m以上）したものの。
衝突事故	【10】台以上の自動車の衝突又は接触。
死傷事故	死者、【重傷者】を生じたもの。
負傷事故	【10】人以上の負傷者を生じたもの。
疾病事故	運転者の【疾病】（脳梗塞、心筋梗塞など）により、運転を継続できなくなったもの。
運行不能事故	自動車の【装置】（動力伝達装置、燃料装置等）の【故障】により運行できなくなったもの。
車輪脱落事故	故障による【車輪】の脱落。
鉄道障害事故	橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、【3】時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。

高速道路障害事故	高速自動車国道又は自動車専用道路において、【3】時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
----------	---

事故報告書と速報（貨物自動車運送事業関係のみ）

報告書	自動車事故報告規則に定める事故の場合、【30】日以内※に報告書【3】通を運輸支局長等を経由し、国土交通大臣に提出。
速報	<p>下記に該当する事故の場合には、【24】時間以内できる限り速やかに運輸支局長等に電話等で速報。</p> <p>①【2】人以上の【死者】を生じたもの ②【5】人以上の【重傷者】を生じたもの ③【10】人以上の【負傷者】を生じたもの ④自動車に積載された危険物などの全部若しくは一部が飛散し、又は【漏えい】したものの（転覆、転落、火災、又は鉄道車両、自動車等との衝突・接触により生じたものに限る） ⑤【酒気帯び運転】によるもの</p>

※救護義務違反事故の場合はその事故を知った日から30日以内。

運行管理者の選任数

選任数の最低限度	$= \frac{\text{事業用自動車の車両数（【被けん引自動車】除く※）}}{【30】} + 【1】$
----------	--

運行管理者の業務（抜粋）

運転者以外の運転禁止	事業者が運転者として【選任した者】以外に運転させない。
施設の管理	休憩施設及び睡眠施設を適切に【管理】する。
乗務割の作成	【勤務時間】及び【乗務時間】の範囲内で【乗務割】を作成し、乗務させる。
乗務の禁止	健康状態を【把握】し、疾病、疲労、睡眠不足等で【安全運転できない】もの又は【酒気帯び状態】のものを乗務させない。
点呼と記録保存	運転者に点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与える。点呼の記録をし、【1】年間保存する。
事故記録と保存	事業用自動車に係る交通事故が発生した場合、所定事項を記録し、その記録を営業所に【3】年間保存する。
運行指示書の作成	運行指示書を作成し、運転者に【指示】し、及び【携行】させる。

従業員に対する指導・監督	◎運転者に対し、日常点検を実施し、確認することについて【 指導 】及び【 監督 】を行う。 ◎運転者に対し、点呼を受け、事業者に報告をしなければならないことについて、【 指導 】及び【 監督 】を行う。
非常用器具の取扱指導	非常信号用具、消火器の取扱いについて乗務員に対し適切な【 指導 】を行う。
異常気象時の指示	異常気象等により安全確保に支障が出そうな場合、乗務員に対し必要な指示をし、安全のために必要な【 措置 】を講ずる。
事故防止策の指導等	事故報告規則第5条により定められた事故防止対策に基づき、運行の安全確保について従業員に【 指導 】及び【 監督 】を行う。
補助者	補助者に対する【 指導 】及び【 監督 】を行う。

運行管理者の講習

①新たに選任した運行管理者(※1)(※2)	選任の【 届出をした日 】の属する年度(やむを得ない理由がある場合は当該年度の翌年度)に【 基礎講習 】又は【 一般講習 】(基礎講習を受講していない場合は基礎講習)を受講させる。
②死者又は重傷者を生じた事故を起こした営業所の運行管理者(※2)	【 事故等があった日の属する年度 】及び【 翌年度 】(やむを得ない理由がある場合は当該年度の翌年度及び翌々年度。既に年度内に当該講習を受講した場合は翌年度)に【 基礎講習 】又は【 一般講習 】を受講させる。
③輸送の安全に係る許可の取消処分を受けた営業所の運行管理者(※2)	
②、③の運行管理者	事故等があった日から【 1年 】(やむを得ない理由がある場合は1年6ヵ月)以内にできる限り速やかに【 特別講習 】を受講させる。

※1 当該事業者において初めて選任された者をいう。

※2 最後に基礎講習又は一般講習を受講した年度の翌々年度以降2年毎に当該講習を受講させる。

事業者の遵守事項と運行管理者の業務のまとめ

事項	事業者	運行管理者	参考法令（安全規則）	
			事業者	運行管理者
運転者	運転者を【選任】	【選任された】運転者以外の運転禁止	3条1項	20条1項①
休憩・睡眠施設	【整備】・【管理】・【保守】	【管理】	3条3項	20条1項②
勤務時間・乗務時間	【勤務時間】・【乗務時間】を定める	【勤務時間】・【乗務時間】の範囲内で乗務割作成及び乗務を指示	3条4項	20条1項③
酒気帯び	乗務禁止		3条5項	20条1項④
疾病・疲労睡眠不足等	乗務禁止		3条6項	20条1項④の2
交替運転者の配置	長距離運転・夜間運転の交替運転者の【配置】		3条7項	20条1項⑤
過積載	過積載防止の【指導】・【監督】		4条	20条1項⑥
貨物の積載	適切な積載措置	積載方法の【指導】・【監督】	5条	20条1項⑦
通行の禁止・制限等違反の防止	通行の禁止・制限等違反の防止の【指導】・【監督】		5条の2	20条1項⑦の2
自動車車庫	【自動車車庫】を確保		6条	
点呼	点呼の実施・記録・保存（【1】年間）		7条	20条1項⑧
	アルコール検知器の【設置】・【有効に保持】	アルコール検知器を【有効に保持】		
乗務記録	運転者ごとに乗務を記録・保存（【1】年間）		8条	20条1項⑨
運行記録計	運行記録計の記録・保存（【1】年間）	運行記録計の管理・保存（【1】年間）	9条	20条1項⑩
運行記録計使用不能車		運行記録計使用不能車の運行禁止		20条1項⑪
事故の記録	事故の記録・保存（【3】年間）		9条の2	20条1項⑫
運行指示書	指示書作成・指示・運転者への携行・変更内容の記載・保存（【1】年間）		9条の3	20条1項⑫の2
運転者台帳	運転者台帳の作成・営業所への備え置き※1		9条の5	20条1項⑬
指導・監督	従業員に対する【指導】・【監督】、運転者※2への特別な指導・記録保存（【3】年間）		10条1項	20条1項⑭
適性診断	運転者※2の適性診断の受診		10条2項	20条1項⑭の2
異常気象	異常気象時の乗務員への【指示】・【措置】		11条	20条1項⑮
補助者	補助者の【選任】	補助者に対する【指導】・【監督】	18条3項	20条1項⑯
事故の報告	事故の報告	事故防止対策に基づく従業員への【指導】・【監督】	事業法24条	20条1項⑰

※1：運転者でなくなった場合は3年間保存する。

※2：事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者のこと。